

個別労働関係紛争のあっせんとは

労働委員会では、個別労働関係紛争のあっせんも行っていません。申請は、労働センターで受け付けています。

■ 個別労働関係紛争とは？

労働者個人と使用者との労働条件やその他の労働関係に関する紛争をいいます。あっせんは、県内の事業所に雇用されている方又は雇用されていた方及びその使用者の方が申請できます。

注意

労働委員会では、直接あっせん申請の受付は行っていません。事務所等の所在地を担当する労働センターにご相談ください。

「個別労働関係紛争あっせん」の流れ

労働相談

まず、最寄りの労働センター・各支所に、ご相談ください。労働センターでは、相談の内容に応じた助言を行い、必要な場合にはあっせん指導（話し合いの仲介等）を行います。あっせん指導によって解決しない場合でも、労働委員会のあっせんにより解決を図ることが適当なときには、あっせんの申請ができます。

あっせん

あっせんは、労働委員会にて、公益側・労働者側・使用者側の計3人のあっせん員が行います。

労働相談はこちらにどうぞ

相談機関	電話	担当地域
かながわ労働センター・本所 <出張労働相談窓口> 要予約 県横須賀合同庁舎内（毎週火曜日） ※予約は相談日の前開庁日 16 時まで ※来所のみ	労働相談 110 番 045(662)6110(直) 045(633)6110(代)	横浜市、横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町
川崎支所	044(833)3141	川崎市
県央支所 <出張労働相談窓口> 相模原市中央区役所市民相談室（毎週木曜日）	046(296)7311 042(769)8230	相模原市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村
湘南支所 <出張労働相談窓口> 県小田原合同庁舎内（毎週水曜日）	0463(45)3150(代) 0465(32)8000(代)	平塚市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、伊勢原市、南足柄市、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町
<出張労働相談窓口> 要予約 県足柄上合同庁舎内（毎月第3金曜日） ※予約は相談日の前開庁日 16 時まで ※来所のみ	予約先 0463(45)3150(代) (湘南支所へ)	